



平成 30 年 5 月 8 日

各 位

会社名 株式会社松屋フーズ  
代表者名 代表取締役社長 瓦 葺 一利  
(コード番号 9887 東証第1部)  
お問合せ先 専務取締役経営管理本部長 丹沢 紀一郎  
(TEL 0422-38-1121)

### 商号の変更および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 4 月 16 日付け「持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立と飲食事業の会社分割（吸収分割）契約締結に関するお知らせ」のとおり、平成 30 年 10 月 1 日予定で持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

これに伴い、当社は本日開催の取締役会において、平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 43 期定時株主総会において関連議案が承認可決されることを条件に、商号および事業目的の変更につき「定款一部変更の件」（以下「本件定款変更」といいます。）を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 商号の変更について

###### (1) 変更の理由

当社は、平成 30 年 4 月 16 日付け「持株会社体制への移行に伴う準備会社の設立と飲食事業の会社分割（吸収分割）契約締結に関するお知らせ」のとおり、持株会社体制移行後の商号について、承継会社である「株式会社松屋フーズ分割準備会社」の商号を現在の「株式会社松屋フーズ」に変更する予定であり、併せて分割会社である当社の商号を変更するものであります。

###### (2) 新商号（英文表記）

株式会社松屋フーズホールディングス

(英文：MATSUYA FOODS HOLDINGS CO., LTD.)

###### (3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日（予定）

##### 2. 定款変更の内容

持株会社体制への移行に伴い、当社の商号及び事業目的を変更するものであり、定時株主総会における「吸収分割契約承認の件」および「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件とし、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）の一部を変更し、併せて平成 30 年 10 月 1 日（予定）に効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本件定款変更は、持株会社体制への移行効力発生日である平成 30 年 10 月 1 日（予定）に効力が生じるものといたします。

### 3. 定款変更の内容

変更の内容は下記のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社松屋フーズと称し、英文ではMATSUYA FOODS CO., LTD. と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飲食店業</li> <li>2. 農畜水産物等、食品原材料の販売および輸出入</li> <li>3. 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売および輸出入</li> <li>4. フランチャイズ形態による飲食店業の技術および経営指導</li> <li>5. 不動産賃貸および管理</li> <li>6. 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機および飲食店用什器・備品の賃貸、売買および輸出入(古物も含む)</li> <li>7. 酒類・煙草・米穀類および日用品雑貨の販売</li> <li>8. 損害保険代理業</li> <li>9. 建築物の設計、販売および工事監理並びに土木、建築および造園工事の施工請負業</li> <li>10. 店舗建設にかかわる建築資材の輸入販売</li> <li>11. 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業および収集運搬業</li> </ol>	<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社松屋フーズホールディングス</u>と称し、英文では<u>MATSUYA FOODS HOLDINGS CO., LTD.</u> と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)</u> <u>その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理することを目的とする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飲食店業</li> <li>2. 農畜水産物等、食品原材料の販売および輸出入</li> <li>3. 農畜水産物を原料とする加工調理食品の製造、販売および輸出入</li> <li>4. フランチャイズ形態による飲食店業の技術および経営指導</li> <li>5. 不動産賃貸および管理</li> <li>6. 厨房設備、空調設備、事務用機器、自動販売機および飲食店用什器・備品の賃貸、売買および輸出入(古物も含む)</li> <li>7. 酒類・煙草・米穀類および日用品雑貨の販売</li> <li>8. 損害保険代理業</li> <li>9. 建築物の設計、販売および工事監理並びに土木、建築および造園工事の施工請負業</li> <li>10. 店舗建設にかかわる建築資材の輸入販売</li> <li>11. 産業廃棄物・一般廃棄物の処理業および収集運搬業</li> </ol>

<p>12. 前各号に附帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p><u>12. クリーニング業</u></p> <p><u>13. リネンサプライ業</u></p> <p><u>14. 衛生用品の売買</u></p> <p><u>15. 内装仕上げ工事・管工事の設計並びに施工</u></p> <p><u>16. 建物の維持管理業務</u></p> <p><u>17. 福利厚生事務、保険事務の処理業務及び福利厚生施設の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>18. 給与計算代行業務</u></p> <p><u>19. 帳簿の記帳、文書管理等の総務事務及び情報システムの管理運営に関する業務</u></p> <p><u>20. 各号に附帯する一切の事業</u></p> <p><u>2. 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>第3条～第33条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>	<p>第3条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;"><u>(附則)</u></p> <p><u>第34条 第1条、第2条の変更は、平成30年10月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は、効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

4. 日程

取締役会決議日

平成30年5月8日（火）

定款変更のための株主総会開催日

平成30年6月26日（火）（予定）

定款変更の効力発生日

平成30年10月1日（月）（予定）

以上